

五反田リハビリテーション病院 身体的拘束最小化のための指針

1. 身体的拘束最小化に関する基本的な考え方

身体的拘束は、患者の行動の自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものである。患者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人一人が拘束による身体的・精神的弊害を理解し、身体的拘束をしないサービスの提供を目指す。身体的拘束を最小化する体制を整備し、患者の人権を尊重するとともに、当院における医療・看護・介護サービスの充足を図ることを目的とする。

2. 身体的拘束に該当する行為

- ①一人歩きしないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを綱(サイドレール)で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手装等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引き」(平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」)より抜粋

3. 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の三つの要件

緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、以下の3要件をすべて満たす必要があります。

- ①切迫性：本人または他者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ②非代替性：身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替えする方法がないこと
- ③一時性：身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること

身体的拘束を行う判断は組織的かつ慎重に行っていきます。

また、身体的拘束中は十分な観察を行うとともに観察記録を行い、できるだけ早期に拘束を解除するように努力します。

4. 抗精神病薬の適正使用について

不眠時、不穏時の薬剤については、院内統一指示にそって適正に使用し、使用の際には、効果を評価し患者様に不利益が生じないように注意します。

5. 身体的拘束最小化のための体制

組織全体で取り組むため、以下の体制を整備します。

- ①身体的拘束最小化チームによる委員会：医師、看護師、薬剤師、リハビリ職、事務等の多職種で構成する。
- ②活動内容：月1回の定期会議、定期ラウンドを実施し、拘束の実施状況の把握、妥当性の検討、代替え案の提示、マニュアルの整備等を行う。

6. 職員教育に関する基本方針

全ての職員に対し、人権尊重と身体的拘束最小化のための教育を継続的に実施する。

- ①研修の実施：年2回以上の定期研修・新規採用時の研修
- ②内容：基礎知識の普及・啓発、マニュアルの周知徹底